大野　邦義　工藤　邦生　小林　知子
塩谷恒一郎　澁谷　蕃　千賀　公雄
武田　亮三　中村　英男　長内　和夫
村上　定弘　山田　大資　依田　章
従六位に叙する（各通）
正七位に叙する
城　正洋　森河　義忠
従七位に叙する（各通）（以上五月十日）
西垣　克　安枝　守太
正五位に叙する（各通）
滝澤　福吉　英　正孝
福島　裕彦　渡辺　昌昭
従五位に叙する（各通）
小村　良治　所　昭敏　野村　和治
早川　知里　村上　和雄　横田　泰男
正六位に叙する（各通）
新　博　岩田　和広　岩舘　昭一
植松　佳子　河野　智治　古仁所　敦
椎名　實　竹本　滋　千葉　辰夫
中道　一弘　古井　三郎　山岸　新一
山下　恭秀
従六位に叙する（各通）
石井　有良
正七位に叙する
伊東　隆　山根　哲臣　吉本　正照
従七位に叙する（各通）（以上五月十一日）
執行　平生
従五位に叙する
松井　孝夫　丸山　敏夫
正七位に叙する（各通）（以上五月十二日）
鈴木　博　山田　雅博
従六位に叙する（各通）
玉衛　浩二
従七位に叙する（以上五月十三日）
武澤　正美
従六位に叙する
松本　英次
正七位に叙する（以上五月十五日）
小原　忠美　宮崎　修司
正七位に叙する（各通）（五月十七日）
永石　喜八
従六位に叙する（五月十八日）

○叙勲

（雲仙市議会議員）　前田　哲
旭日双光章を授ける
中谷　博
旭日単光章を授ける（以上五月八日）
赤間　洵　安達　佳代　田合佐智夫
旭日単光章を授ける（各通）（五月九日）
（曽於市議会議長）　迫　杉雄
（群馬県神流町長）　田村　利男
旭日小綬章を授ける（各通）
木村　剛
旭日単光章を授ける（以上五月十日）
小出　昭榮　田中銑之助
旭日単光章を授ける（各通）（五月十一日）
（愛知教育大学名誉教授）　久田　晴則
瑞宝中綬章を授ける
（奈良工業高等専門学校名誉教授）　中田　敏夫
瑞宝小綬章を授ける
杉山　健三　松岡　一正
瑞宝双光章を授ける（各通）
安藤　茂夫　小田原賢司　坂口　豊
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月八日）
景山　篤　川崎　博史　杉本　峰生
杉山　雄一　田村　政雄　半田　憲功
松岡　静彦　宮原　信二
瑞宝双光章を授ける（各通）
井上　路朗　上條　益代　清水　康洋
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月九日）
波多野宗一
瑞宝小綬章を授ける
生駒　明仁　石井　清文　遠藤　智之
小林　知子　山形　哲
瑞宝双光章を授ける（各通）
相河　信之　大谷　孝雄　工藤　邦生
城　正洋　森河　義忠
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月十日）
西垣　克
瑞宝中綬章を授ける
石井　有良　伊東　隆　植松　佳子
河野　智治　古仁所　敦　椎名　實
竹本　滋　所　昭敏　中道　一弘
早川　知里　古井　三郎　山岸　新一
山下　恭秀
瑞宝双光章を授ける（各通）
岩田　和広　山根　哲臣
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月十一日）
執行　平生
瑞宝双光章を授ける
松井　孝夫　丸山　敏夫
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月十二日）
玉衛　浩二
瑞宝単光章を授ける（五月十三日）
小林　清次
瑞宝単光章を授ける（五月十四日）
武澤　正美
瑞宝小綬章を授ける
松本　英次
瑞宝単光章を授ける（以上五月十五日）
小原　忠美
瑞宝双光章を授ける
宮崎　修司
瑞宝単光章を授ける（以上五月十七日）

皇室事項

信任状捧呈式

六月十二日午前十時三十分、宮中において、新任本邦駐在ポルトガル特命全権大使ジルベルト・ジョルジェ・デ・ソウザ・ジェロニムの信任状捧呈式を行われた。

六月十二日午前十一時、宮中において、新任本邦駐在スーダン特命全権大使エルライヤフ・モハメド・エルアワド・ハイドゥーブの信任状捧呈式を行われた。

御祝電

天皇陛下は、ローマ教皇レオ十四世台下の教皇就任につき、六月十日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

人事院事務総局公示第3号

人事院事務総長は、人事院規則2－4（人事院の職員に対する権限の委任）第4項の規定に基づき、昭和60年人事院事務総局公示第1号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和7年6月16日

人事院事務総長　佐々木雅之

1　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
1　（略）	1　（略）
2　委任する権限及び所掌事務	2　委任する権限及び所掌事務
一・二　（略）	一・二　（略）
三　人事院規則8－18に規定する次に掲げる事項	三　人事院規則8－18に規定する次に掲げる事項
(1)　第12条第1項第3号の規定に基づき、第3条第1項、第2項並びに第3項第3号及び第9号に掲げる採用試験並びに経験者採用試験である採用試験の受験の申込みを受理すること。	(1)　第12条第1項第3号の規定に基づき、第3条第1項、第2項並びに第3項第3号及び第9号に掲げる採用試験の受験の申込みを受理すること。
(2)～(7)　（略）	(2)～(7)　（略）
3・4　（略）	3・4　（略）

2　この決定による改正は、令和7年7月1日から効力を発生する。